

平成29年第1回士別市議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月9日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時17分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	9番	国忠崇史君
	10番	山居忠彰君	11番	十河剛志君
	12番	出合孝司君	13番	遠山昭二君
	14番	井上久嗣君	15番	粥川章君
	16番	斉藤昇君	議長	17番 丹正臣君

欠席議員（1名）

8番 岡崎治夫君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院事務局長	加藤浩美君

教育委員 会長 馬場千晶君 教育委員 会長 安川登志男君

教育委員 会長 村上正俊君

農業委員 会長 松川英一君 農業委員 会長 金章君

監査委員 吉田博行君 監査委員 局長 竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局 局長 浅利知充君 議会事務局 局長 岡崎浩章君

議会事務局 査 前畑美香君 議会事務局 主任 粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（浅利知充君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。8番 岡崎治夫議員から欠席の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（谷口隆徳君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） おはようございます。

平成29年第1回定例会に当たりまして、通告に従い、一問一答方式での一般質問を行います。

最初に、本市農業振興の基本理念と将来ビジョンについてであります。昨日の村上議員の質問と少し重なりますけれども、大事なことでありますから改めて質問をいたします。

本市の基幹産業であります農業の振興は、活力ある住みよいまちづくりのためには極めて重要な課題であります。目指す姿は、経済的にも環境の面からも持続可能な農業の確立と、良好な農村景観を形成することによって農村の活性化を図ることだと考えます。その手段としては、環境に配慮しながら、農地の健全な維持保全に努めて、消費者から信頼される安全で安心な良品質の農畜産物が安定的に供給できる体制を整えながら、6次化などの取り組みを含めて、農商工の連携で2次、3次産業との結びつきをより強化することが極めて重要であります。

今、農業が置かれている環境は、国際化と国の政策判断によって大きな影響を受けることになる極めて厳しい状況下にあります。本市の農業においても、人材の育成強化が急がれており、労働力の確保など課題が山積をしていますが、現状を根幹から見直し、農業者の皆さんが将来の農業経営をどのように考えているのかを共有しながら、農業・農村の魅力を実感できることを目指した農業振興の取り組み強化が必要であります。平成28年第3回定例会の中で、短期的な施策に加え、中長期的な展望に立った施策も重要だと考えを示されておりますので、将来展望に立って、本市農業の特色を最大限生かしたあるべき姿を見据えて、そのために関係機関との連携と、農業者と行政との役割を明確にしながら、さまざまな課題解決のために、前例にとられない新たな発想で、より効果的な農業振興策を将来目標に向かって計画的かつ継続性を

持って取り組むことが重要と考えます。

そこで、本市農業の振興に当たって最も重要な基本的な考え方を定めるべき基本理念の思いと、あるべき姿を定めた将来ビジョンをどのように描いているのか、また描こうとしているか確認をさせていただきたいと思いますので、考え方を求めてこの質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

大西議員の御質問にお答えいたします。

本市の農業・農村は、稲作、畑作、野菜、酪農・畜産と、あらゆる分野で収益性の高い営農活動ができる北海道農業を代表する地域であり、私は常々、士別市の農業は北海道農業の縮図であると表現させていただいているところです。これまで先人たちのたゆみない努力によって幾多の困難を乗り越え、命の糧を生み出すという大きな役割を果たしながら、士別市発展の原動力としてその知識と精神は現代まで脈々と受け継いできております。

市はその役割を果たすため、農業・農村活性化条例において、地域的な土壌や気象などの特性を最大限に生かし、安全で良質な農産物の安定供給をしつつ、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を市民総意で将来に引き継いでいくとしています。しかしながら、時代の変化を乗り越え、将来にわたり発展を続けていくためには、農家経営の安定はもとより、規模拡大や次世代の後継者育成、多様化する消費者ニーズへの適応、労働力不足、農村コミュニティ機能の維持などさまざまな課題が山積していることは認識しています。

現在の農業・農村活性化計画では、足腰の強い農業・農村を目指すため、条例の基本方針に沿って土づくり、人づくり、収量アップ、そして農村づくりを4つの柱に据え、目標達成のため各種の取り組みを進めてまいりましたが、次期計画におきましても、農業の基本である土づくりを初めとして、農畜産物の安定生産、経営の効率化、担い手の育成、ICTの活用など、時代の変化に即応した持続可能な生産体制の確立を目指し、更には活力ある農村の構築に寄与してまいります。

また、農業施策の実施に当たっては、農業者が将来の農業に対し何を求めているのかが一番重要であると考えており、地区別懇談会や農業者団体など幅広く意見交換を行い、きめ細かい意見集約や地域事情の把握に努め、加えて農業者の自主的努力を助長するとともに、関係機関等と連携して推進してまいり所存です。

農村地域の人口は、農家戸数の減少とともに減り、現在のような状況が続いた場合、地域のコミュニティが崩壊の危機に直面することも想定されますことから、活力・魅力のある農村づくりのため、持続可能な農業を推進し、農業が本市の基幹産業であることを十分認識し、関係機関とともに新しい足腰の強い農業・農村づくりを構築してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 1点、提言も含めて申し上げたいと思うんですが、市長がただいま申し上げました各関係機関と連携をとるとするのは当然のことだというふうに思います。そこで、特に農業団体については、以前にも申し上げましたけれども、農協、それからNOSA Iは大きく今回の3月1日でまた広域合併をしておりますし、それから土地改良区についても広域合併しています。そういう意味では、本市についても農業振興をする上で広域的な考えを持って、各士別地域の町村と連携をする、そういう振興もぜひ考えるべきだというふうに思っていますが、この点について考え方をお聞かせいただければと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

今の広域連携のお話でございますが、今、JA北ひびきに関しましては1市2町、士別、剣淵、和寒という広域で組織化されておりますので、今もう既に昨年、1市2町でありますけれども、農業関係の担当者等々と、定期的ではありませんが随時協議をしながら、広域の中でできることはどういうことなのかというような協議をしてきております。中には、例えばグリーンパートナーですとか、それからその他可能なことがどういうものなのかというような意見交換をしながら進めてきている現状でありますので、今後につきましても、その広域の中でやるべきことと単独でそれぞれの行政がやるべきことと、それぞれ区分をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、次期総合計画についてお伺いたします。

これまでの総合計画は、地方自治法第2条第4項において、基本構想を議会の議決を経て定めることが義務づけをされていましたが、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることになりました。

本市では、平成24年4月施行の士別市まちづくり基本条例第19条で、本市の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うために、市民参加条例に基づいて、市民の意見を反映させたまちづくりの最上位計画としての総合計画を策定することが義務づけをされております。また、同年施行の士別市議会基本条例第15条で、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件として、総合計画の基本構想及び基本計画が追加をされております。

現計画は、基本理念を「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」と定めて、基本的な計画期間を平成20年度から10年間としていましたので、現在、現計画の検証と次期計画の策定に向けて進めているところであります。次期総合計画は、平成30年度からの行財政運営に当たって極めて重要な計画と位置づけ、計画期間をマニフェスト事業の確実な実行を目指すために、市長の任期に連動させた8年間としております。

策定に当たっての基本的な考え方として、基本構想、基本計画、実行計画及び展望計画の3層構造として、4年ごとに検証及び調整を行うとしております。

また、市内を8カ所の区域に分けて、今回新たに地区別計画の策定を予定しており、既に地区ごとにワークショップを開催して、課題や具体的な取り組みについての議論を進めているところでもあります。そこで、地区別計画の全体イメージについて、まず伺います。

次に、地区別計画の内容と取り組み指針はある程度各地区との整合性を図ることになるのか、また経費が必要なときの予算措置の考え方について伺います。

次に、地区別計画の策定に当たっては、次期総合計画策定本部の事務局が作成した資料の中で、地域づくりの取り組みの分野として子育て環境の取り組み、健康長寿の取り組み、安全・安心な生活環境に向けた取り組みなどが挙げられており、この分野の中から選定し、示していくとしていますが、内容については基本計画及び実施計画に関連があると思われませんが、これらの地区別計画とどのようにリンクさせるのか、考え方についてお伺いいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、地区別計画の全体イメージについてです。

平成30年度を初年度とする次期総合計画にあつては、新たな取り組みとして地区別計画を合わせて策定することとしました。本市は、昭和と平成の2度の合併を経て今日に至っており、朝日地区や上士別、多寄、温根別の各地区においては、総合支所や出張所の行政機能とともに、自治会連絡協議会などが中心となってコミュニティーを形成し、個性ある地域づくり活動が進められています。また、中心市街地区や中央農村部においても地域固有の歴史や環境、特色を背景に、それぞれ特徴的な地域活動が展開されています。

地区別計画の1つの目的は、より多くの市民の皆さんの参加・参画のもとに、こうした活動の機運を更に高め、将来にわたって活力ある地域を維持することにあります。その達成に向けて、地域の皆さんが共有できる指針や取り組みの方針を計画化し、その策定から実践の各段階で地域の力が更に高まり、その力が発揮されていくことをイメージしています。そして、更にこれら各地域の力の結集、集結が本市全体としてのまちの力につながっていくものという発想のもと、次期の総合計画での位置づけを図ったところです。

また、地区別計画における主体はその地域で暮らす市民となる中で、単なる理念としての計画ではなく、まちづくり基本条例に掲げられている市民の役割や自治会活動などの考え方に基づき、地域の一員としての市民一人一人や自治会が自主的、主体的に参画し、実践していくことを期待するものです。

次に、計画内容や指針の各地区との整合性についてです。

地区別計画の構成は、各地区の概要や特徴、基礎データ、宝物や課題、地域づくりの目標、そしてその取り組みの5つを基本としており、各地区に立ち上げていただいた自主的参加によ

るワークショップでこれら5つの分野に沿って議論が進められています。この結果まとめられた地区別計画は、それぞれの歴史や慣習、コミュニティーの構造、主な業種や就労の状況などの背景、抱えている課題なども異なる中で、当然地域づくりの方針や取り組みも異なることが至極当然と考えています。

一方で、ワークショップには各地区の地域担当職員も運営に参加しており、逐次総合計画全般の事務局である総合企画室に議論内容などを報告、集約するとともに、他の地区の状況についての情報の共有化にも努めながら一定の統一感を図るということは考えられますが、だからといってむやみに地域間の整合性を図ることは必要ないものと考えています。

次に、経費の考え方についてです。

ワークショップで協議する地域づくりの取り組みについては、地域や自治会などがみずからの主体的行動や実行によって実現できることを基本としています。したがって、取り組み内容はソフト事業が中心になるものと考えており、財政計画が伴う施設整備などのハード事業については、原則的に地区別計画には盛り込まない考えです。しかしながら、事業や取り組み内容によっては行政との協働によるものも考えられますし、ソフト事業も含めて市の予算措置が必要なものも考えられます。こうしたことから、事業内容や事業費規模、更には特定の地域だけでなく全市的な見地での必要性なども鑑み、総合計画の本体計画への反映を図るなど、実行計画を策定する際の検討事項としていく考えです。

次に、地区別計画と実行計画などとの連携・連動についてです。

地区別計画は、それぞれの地域における固有の課題の解決や、特色を生かした個性ある地域づくりを地域の皆さんが主体的な立場で推進するための計画であって、次期総合計画の中では独立した構成のもとに策定する考えです。その一方で、全市的な共通課題や施策に連動する内容については、行政との協働が望ましいものや行政が施策として主体的に進めるべき場合の取り扱いと同様、本体計画に盛り込むべきと考えています。こうした考えのもと、地区別計画と実行計画との連携・連動については、総合的な視点に立って目標達成のために最適な手段を選択してまいります。また、特に先駆的でモデル性が高く、他の地域への波及が期待されるような取り組みについては、全市的な情報共有とともに、本体計画や実行計画への反映についても検討してまいります。

現総合計画は、「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」を基本理念としており、地域の構成員である市民がみずからの地域の現状を理解し、互いの連携と資源の活用のもとに、自立的に地域課題の解決や地域価値を創造することを追求するものとしています。今回策定する地区別計画についても、まさにこの考えに立った地域づくり計画であり、策定作業自体も地域力を高める一つの契機としてそれぞれの地域力を発揮する場面でもあります。地区別計画の策定は新たな試みでもあることから、市民全体に浸透するまでには相応の時間を要するものとは思いますが、本体計画を含めて市民の皆さんの知恵と情熱をまちづくりに生かせるよう取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 総合計画の中で、特に地区別計画について質問させていただきました。先ほど答弁あったように、今回の総合計画の中の地区別計画については初めての取り組みということで、非常に期待をすところであります。市長がいつも言う、地方が元気になれば国が栄える、同じようにこの地域がそれぞれ元気になれば市全体の元気につながるという意味では、先ほど言ったように期待が強いというふうに思っています。

そんな中で、機会があって私も地区のワークショップに参加をさせてもらっています。まず、スタートのときには、大方の人はそれぞれの意見を本体計画に反映させるものだということで参加をしていると。何回か議論をしているうちに、地区別計画の本質を少しわかってきたということなんですけれども、ただ、どうしても課題が多く出ます。課題は出るんですけれども、その課題解決のために議論をしてもなかなか進まないという、そういう感じがします。予算を伴うものもありますし、そういうことで今後の課題だというふうに思います。

それから、もう一つ、それぞれの地区に市が設置している施設、これの運営、あるいは改修、それから将来のあり方についての議論がどうしても多くなってくる。これは本来、基本計画の中に盛り込むべきことだというふうに思いますけれども、この辺の交通整理というか、言い方の整理がまだ足りないなという気がしていますので、この点についても、答弁は要りませんけれども、今後の地区別計画、今年度中に策定をして来年度からスタートするわけですから、それぞれの地域の意見を反映させながら策定していただきたいという要望であります。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問ですが、主要農作物種子法廃止に伴う対応について質問させていただきます。

政府は、今通常国会で農業競争力強化プログラム関連8法案の成立を目指しております。8法案のうち、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の種子の生産・普及を都道府県に義務づけている主要農作物種子法が、規制改革推進会議・農業ワーキンググループの議論で、民間の品種開発意欲を阻害する要因となっており、民間活力を最大限に活用して種子の開発を活性化させながら供給体制を構築すべきとの意見を受けて、規制を緩和する目的で廃止をしております。

この法律は、昭和27年に戦後の食料増産という国家的要請を背景に、国及び都道府県が主導して優良な種子の生産及び普及を進める必要があるとの観点から制定をされたものであります。法律の施行によって厳しい規制のもと生産と普及が行われてきて、北海道でも稲を初め、小麦、大豆の優良品種の育種に大きな効果、成果がありました。今日の良品質な生産と拡大に大きく寄与をしているところであります。

しかし、今回の廃止法案の成立によって民間企業が大幅に参入してくることで、生産現場ではコストに対する不安が強まっており、利益追求が優先されることで、良品質な種子の開発と安定供給に支障が出ることになり、直ちに農業の生産と国民の食生活に影響を及ぼすことにな

り、食に貢献すべき役割が果たせなくなるのではないかという懸念があります。更に、多国籍アグリビジネスによる種子市場の独占的支配が世界的に強まっている中で、遺伝子組み換えのない安全で安心な食料生産への危惧は、農業界のみならず、消費者団体からも出されております。

主食であります種子政策は、農業政策上の基本事項であり、食料政策の根幹にかかわるものであります。農作物ごとの特性に十分配慮した品種改良の促進や安定供給体制の確立及び流通の適正化は、国の責任で対応すべきものであります。今回の廃止法案の提出は、規制改革会議の議論を受けて生産者に十分な説明がないまま進めており、余りにも拙速の感が拭えません。国に対して、慎重な検討と、国民や農業者に丁寧な説明を行い、農業の生産に支障のない種子の政策を構築するようさまざまな機会を通じて強く求めるべきだと思っておりますが、この点についての所見を伺います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

主要農作物種子法は、国や都道府県が基礎食料である稲、麦、大豆についてすぐれた特性を持つ品種を決める試験を行うほか、農地を指定して種子を栽培し、普及に向けた審査、指導を行い、奨励品種に指定し、種子の生産、普及を義務づけるために昭和27年に制定されたものであります。北海道内の優良品種は稲20品種、麦11品種、大豆19品種で、稲と大豆は全品種の開発を北海道が主導し、稲は全国でも民間企業が開発した優良品種はないところです。

昨年10月の政府の規制改革推進会議の農業ワーキンググループにおいて、民間の種子開発意欲を阻害し、加えて参入を妨げるとし、国は農業競争力強化プログラムに種子を含めた生産資材の各種制度を点検し、合理的な理由のない規制については廃止する方針を盛り込みました。政府は、この方針をもとに2月10日に閣議決定し、今通常国会に農作物種子法の廃止法案を提出し、現在審議中となっているところであります。

農林水産省では、種子法が廃止となった場合、都道府県が持つ品種開発のノウハウや施設などを民間事業者に対し提供することで、官民の総合力を発揮して種子の研究、開発を活性化させるとしております。しかし、種子法の廃止は種子開発に係る予算の確保にも影響し、原種の保存や育種には人材や時間、資金が必要で、これまで積み上げてきた基礎研究や原種生産の体制が縮小するなどの懸念があり、また民間事業者の参入は、同時に外資系企業の参入機会が増加し、大企業による種子の独占につながる危険があるほか、北海道のような栽培条件の厳しい積雪寒冷地域対応の種子開発、研究が立ちおくれる可能性もあり、今後、コストや種子の安定供給に不安が残る状況となっております。

種子は最も基本的な農業資材で、そのあり方が農業と食料のあり方を左右し、その中でも主食の種子は食料主権の根幹にかかわるものであり、日本は主要農産物種子法の厳しい規制のもとで高品質で安全な農作物の生産と供給を行ってまいりましたが、種子法廃止は食料の安全、安定供給に不安が生じるとともに、安全性が未知数である遺伝子組み換え種子が普及すること

も考えられますことから、今国会の状況を注視し、国や道に対し慎重な議論と将来を見据えた農業に不安と支障がない政策を構築するよう、関係機関と連携し、さまざまな機会を通じて強く求めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 今回の種子法については、国で恐らく、どういう展開になるかわかりませんが、成立する可能性が大きいというふうに思います。今回の種子法の廃止をする一番の要因としては、この法律が民間の品種開発意欲を阻害する要因になっていると、そういうことで今回、民間活力を最大限に活用するというこの法律を廃止するという考えです。しかし一方では、過去に農水省が、この種子法は民間企業の種子開発を阻害するものではないと、種子法によってそういうことはないという発言もありますから、今となつては大きな矛盾があります。そういう意味では、ばたばたとこの種子法、何かの要因で進めているという気がしません。特に本市については、米、麦、大豆、これは大きな作物のウエートを占めているわけですから、このいかにによっては大きな影響を受けるということになります。それから、もう一つ、全国的というか日本で見ると、食料安全保障に大きく影響してくるという問題もあります。

そんなことで、何としてもこの従来の種子法を含めた種子の開発、生産については断固として守ってもらうように最大限の努力をお願いしたいということと、進み方によっては、例えば民間企業もたくさんあるわけですが、本道については農協連の中に農業に対する調査研究、研究開発をする機関を持っていますから、道に対してもそういう機関と十分前向きな協議をするように含めて要請をしていくべきだというふうに思いますけれども、この点について再度考え方を伺いたいと。

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

今の状況ですけれども、今、国会ではきのうから審議入りしたというふうに報道されております。その報道の中身を注視しなければならないというふうには考えておりますが、そのほかにもJA中央会ですとか、そういったところでも意見交換会が昨日ぐらいから進められているというふうにも聞いております。そういったような中で、今の種子法が廃止されたときの問題点等々が話されるのではないかなというふうに考えております。

今、答弁の中でも申し上げましたとおり、食料の根幹となる基礎資材ということに私どもも考えておりますので、そういう意味では関係機関と十分に連携をしながら、この問題について要請をしていかなければならないというふうにも思っております。今後の推移はちょっとまだ見えませんが、農協等と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） おはようございます。

平成29年第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして一問一答で質問をさせていただきます。

まず最初に、地方創生の進め方について伺います。

平成26年5月、民間のシンクタンクである日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、消滅可能性都市896自治体を公表しました。消滅可能性都市とは、平成22年から平成52年の30年間に、人口の再生産力を示す二十歳から39歳の女性の人口が5割以下に減少し、出生率が上がった場合でも存続できなくなるおそれが高い地域をあらわしたものであります。本市においては63.6%とされていますが、これをどのように受けとめられたのでしょうか。

具体的に自治体名を挙げていることから、世論の反響はすさまじく、この公表以降、国、地方を問わず、一気に地方創生が最大かつ最優先の課題として掲げられました。その流れは現在も加速し続けており、メディアで地方創生という言葉を目にしなない日はないと言えます。

地方創生の具体的な方針として、国は平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置、12月にはまち・ひと・しごと創生法の制定、更に国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されており、平成28年10月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略（2016年改訂版）が示されるなど、国としても必要な見直しを行っております。本市における「人口ビジョン」と「創生総合戦略」の特徴は何か、改めて伺いたいと思います。

国は、策定に当たり、産・学・官・金・労・言から幅広く意見を聴取しつつ策定することを進めていたが、本市の対応と現在までの進捗状況はどうか伺いたいと思います。

地方創生総合戦略にはKPIを設定することとしているが、本市の特徴的なKPIはなにか。また、なぜそのKPIを設定したのか伺いたい。

国も地方創生に向けて積極的な予算編成を行っております。年末に発表された平成29年度地方創生関連予算には約1兆7,700億円を計上しており、地方版総合戦略を推進する予算としては、平成28年度に引き続き、地方創生推進交付金を1,000億円以上計上しております。この交付金については、使い勝手が悪いなどの意見が多く出されていたようですが、1事業当りの上限額や施設整備に対する充当割合などについて、地方側の要望に配慮した改善がなされております。地方創生関連予算では、ほかにも地域女性活躍推進交付金や地域少子化対策推進事業など、地方の創意工夫ある取り組みに対し支援する項目も多く見受けられておりますが、本市では今後どのような事業に活用していくのか伺いたいと思います。

交付金における採択要件も、施設整備に充当できる要件や地方創生総合戦略におけるKPIの検証、また地域再生法に基づく地域再生計画の策定に基づき採択されるなど常に変化し、地方側の事務が非常に増大しているのが何とかならないのかと伺いたくともあります。ともあれ、国の基準に合わせて申請交付されていた今までの補助金とは違い、地方が立てた計画に沿って交付され、地方の立てた目標の達成状況を検証することを義務づけている点は、行政としては新たな試みとは思いますが、売り上げや利益といった業績評価を重要視する民間では当たり前のことであり、また全ての事業に自由に充当できるとすれば、ハード整備に偏りがち

な用途に一定の制限をかけた点は理解できる部分もあります。平成26年度の先行型交付金、27年度の加速化交付金、28年度以降の推進交付金と年度ごとに制度が変わっているのに加え、26年度、27年度は国の補正予算で措置されており、年度途中での対応が必要となっております。こういった状況で一貫した地方創生の取り組みがなされているのが疑問ではありますが、いかがでしょうか。

財源の観点からすれば、26年度、27年度の交付金は、事業費については全額が対象となっており、地方側の負担はありませんでした。地方創生推進交付金では補助率が2分の1以内とされ、半分は地方側が負担する制度に見直されました。地方負担分については十分措置されているのでしょうか。

法による義務ではなく、地方自治体がみずからの知恵と工夫で実施する事業は全て地方創生に資するものであり、国が交付金事業として採択すべきかどうかを決定するのはおかしい気がしてならないわけであります。交付金として申請した事業は、地方創生に資するものとして計画した事業であり、採択されなかったとしても予算措置をし、事業を実施すべきと思うが、採択されなかった場合の今後の方針について伺いたいと思います。

最後に、地方創生推進交付金に要する1,000億円は、地方交付税交付金の臨時的な増額分として措置をすれば、独自の事業構築も可能となるのに加え、交付金の申請や地域再生計画の策定といった事務も必要ないのではないかと思います。地方自治体職員は、本市においても少数精鋭の中で事務を行っております。私の参加している地方議員の勉強会では、ぜひ地方自治体が連携し、国に対し強く要望してはどうかとの意見が多く出ておりました。

以上申し上げます。答弁をよろしく申し上げます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の人口ビジョンと総合戦略の特徴についてです。

平成26年に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が提言したストップ少子化・地方元気戦略の中で、将来的には本市を含む896自治体、全国のおよそ5割に相当する自治体が消滅するおそれが高いとの将来推計は全国に大きな波紋を広げました。本市としても少子高齢化や人口減少は大きな課題であり、今後の人口減少を見据えたまちづくりとその対策が重要であることを改めて認識したところです。

このような中で、本市では将来にわたって活力ある地域を維持することを目指して、市民代表を初め、産・官・学・金・労・言の代表者で構成するまち・ひと・しごと創生総合戦略会議を設置し、この有識者会議における提言のもとに人口ビジョンと総合戦略を27年10月に策定しました。策定後も、この有識者会議において事業の実施状況の報告と意見聴取を行うことにより、効果の検証を進めているところです。

本市では、人口の将来展望を示す人口ビジョンと地方創生に向けての取り組みをまとめた総合戦略の2つによって全体計画を構成しており、総合戦略では経済の牽引役である基幹産業の

農業の振興と長年培ってきた本市の特色である合宿を大きな柱として位置づけました。そして、これら2つの重点プロジェクトを推進することによって、教育を初め、子育て、健康、雇用、交流、観光、環境の各分野への波及を目指すものとしており、このことが本市の戦略の特徴であると考えています。

また、重要業績評価指標、いわゆるKPIについては、目指すべき方向と各施策の効果を検証するための有効性の観点から、農業では新規就農者数や6次産業化支援数、合宿では合宿者数や新規招致チーム数、障害者スポーツ合宿者数などを設定しています。一方、人口ビジョンでは、総合戦略に基づく施策の展開や子育て環境の充実、健康長寿などの取り組みを進めることによって、2060年の目標人口を1万1,000人と展望しています。

次に、地方創生関連予算についてです。

国の各省庁がこぞって地方創生に向けた政策を掲げている中で、本市においては地域おこし協力隊制度の活用を初め、文部科学省の補助金を活用した南小学校での放課後子ども教室の実施、あるいは厚生労働省の補助金を活用した児童館等における放課後児童クラブの運営などが関連予算に該当しています。また、内閣府所管による地方創生交付金に関しては、26年度補正予算による地方創生先行型交付金の基礎交付分やタイプⅠ、タイプⅡ、27年度補正による地方創生加速化交付金を活用してきたほか、28年度に制度化された地方創生推進交付金については、トヨタ自動車の生産ノウハウを大規模農業経営において活用するICT農業推進事業に取り組んでいるところです。このように、各種交付金による財源確保を図りながら、農業未来都市と合宿の聖地を目指した事業を展開しています。

この地方創生推進交付金については、地域再生法に基づく交付金として制度上の恒久化が図られるとともに、複数年度にまたがる事業の実施が可能となったことから、先を見据えた事業設計も可能となりました。しかしながら、喜多議員のお話のとおり、補助率が2分の1に引き下げられるとともに、自治体負担に対する地方財政措置もその内訳が明確化されていないところであり、加えて自立性や政策間連携などの面でより高い先駆性が求められるなど、採択要件が厳しくなりました。こうしたことから、上川地方総合開発期成会などを通じて、より自由度の高い支援制度となるよう国に要望しているところです。

本市の総合戦略では、新たな取り組みを進めることのほか、これまで実施してきた事業についても更に推進していくこととしており、財政状況が厳しい中で、可能な限り交付金の対象となるよう戦略性の高い事業の構築に努めているところですが、継続事業など交付金の対象外となる場合であっても、必要な事業については予算化しているところです。今後も、地方創生推進交付金や各省庁の支援制度の有効活用など財源確保に努めつつ、本市ならではの各種施策を展開する中で、地方創生の柱である農業未来都市と合宿の聖地の実現を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。

2つ目は、高齢者の自動車運転に対する対策について伺います。

高齢者ドライバーによる交通事故が全国各地で相次いでおります。メディアにおいてもたびたび見聞きするのは珍しくない現状になっております。昨年11月、神奈川県横浜市において、87歳の高齢者ドライバーが運転する軽トラックが集団登校中の小学生の列に突っ込み、児童1名が死亡、児童8名を含む11名が重軽傷を負う事故が発生しました。栃木県下野市の病院敷地内では、84歳男性の運転する乗用車が暴走し、歩行中の女性3人が巻き込まれ、1人が死亡、2人が重軽傷を負う事故が発生しました。東京都立川市の病院敷地内で、83歳の女性が運転する乗用車が暴走し、歩道を歩行中の30代の男女2人が死亡するという事故や、三重県津市では、81歳男性の運転する乗用車が74歳の妻をはね、死亡させる事故など、痛ましい事故が連日のように起きている状況であります。交通事故は誰にでも降りかかるとはいえ、遺族の心痛はいかばかりかと察して余りあります。謹んでお悔やみを申し上げ、心からの御冥福をお祈りするとともに、けがを負われた方々の一日も早い回復、快癒を願うのが多くのみんなの気持ちだと思います。

また、死亡事故だけではなく、高齢者における交通トラブルとして、商業施設内での物損事故、ハンドル操作、アクセル、ブレーキの操作ミスなどが少なくないのも現状であります。同僚議員と同乗中に、右ウインカーを上げた車が左にハンドルを切り、物損事故を起こしたこともありました。警察の発表した平成28年11月末現在の交通死亡事故者数は、全体で3,484人と前年同期比で約5%の減少となっているが、そのうちの65歳以上が1,883名と全体の54%を占めており、その割合は年々増加しているのが現状であります。また、死亡事故の状況についても、歩行中が減少しているのに対し、自動車乗車中は増加している現状がみられます。

本市における交通事故の件数や人数について、前年との対比や年齢構成の現状はどうか伺いたいと思います。

今後、高齢者人口が増加していくのに加え、平均寿命が延びている中では、認知症といった病状に伴うものだけではなく、動体視力、見た結果をもとに冷静に判断する判断力、判断した結果に基づき瞬時にハンドルやアクセル、ブレーキを操作する瞬発力といった自動車運転に不可欠な能力が加齢により衰えている人が増えるのはやむを得ず、従来の交通安全対策を行っているだけでは高齢者による交通事故が加害者側、被害者側とも増加するであろうことは想像にかたくありません。このため、国としても、高齢者ドライバーの交通事故防止に向けて、平成10年から免許証の自主返納制度を開始しました。更に、返納を促すため、この制度を活用した高齢者に対し、多くの自治体が公共交通機関の運賃や買い物代金の割引など各種の特典を設け、制度利用の促進を図っております。

本市において自主返納がなされた数値を伺い、また改正における認知症対策について伺いたいと思います。

平成28年6月に、75歳以上を対象に、自動車免許更新の際の検査で認知症の疑いがあると判定されたら、違反の有無を問わず医師の診断を義務づけるという改正道路交通法が成立しまし

た。信号無視や一時不停止など一定の違反行為があった場合には、免許更新時でなくても認知機能検査を受けることが新たにつけ加えられました。更に、検査結果により認知症と診断された場合には、免許の停止や取り消しとなることも規定されるなど、高齢者ドライバーに対する安全運転対策を強化する内容となっております。

免許の更新に行き、いきなり検査を実施され、結果次第で免許停止では混乱を生じるおそれがあります。まずは、高齢者ドライバーに対して、趣旨を含めた制度の周知がより一層必要と考えますが、何か対策を講じているのでしょうか。

ドライバーに限らず、日ごろから認知症チェックができるような手段も講じてはどうでしょうか。

現在、全国的に返納が進んでいるのは、公共交通機関の発達している大都市圏であり、中山間地や過疎地を多く抱える地域では進んでいないのも現状であります。自動車がなければ、買い物や病院への通院といった生活に支障を来すため、やむを得ず免許が返納できないといったドライバーも少なくないのではないのでしょうか。短期的な、一時的な特典制度を設け、免許返納制度の利用促進も必要ですが、長期的には高齢者が車がなくても生活できるような地域の創造も必要ではないのでしょうか。地方創生を進めていくためには、公共交通機関の充実も含めた買い物難民や交通難民といった課題を関係機関の中で議論してもらうことも必要ではないのでしょうか。

この質問に当たっては、高齢者ドライバーの方々からの反発はあるでしょうが、安心・安全、快適なまちづくりの一端としてあえて質問をさせていただきました。また、法定協議会での議論を重ねていただくことをお願いして、質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、本市における交通事故の発生状況についてですが、士別警察署に確認しましたところ、物損事故を除く平成28年の交通事故件数は18件あり、うち死者2名、傷者26名となっております。運転者の年齢別事故件数は、10代から20代が3件、30代から40代が7件、50代から60代が4件、70代以上が3件、その他——これは当事者不明であります——が1件となっております。認知機能検査の対象となる75歳以上は2件でした。事故類型は、車両相互の衝突事故が15件、人対車両、自転車対車両、車両単独が各1件ずつとなっております。前年と比較しまして事故件数は同数ですが、死者2名、傷者7名がそれぞれ増加しており、まことに憂慮すべき事態となっております。

次に、運転免許証の自主返納件数についてです。

士別警察署管内の1市3町における免許証の自主返納件数は、平成26年が25件、27年、28年はともに29件となっております。自主返納率は1%未満ですが、更新されない場合を含めた実質的な返納率は把握できていないところです。

現在、北海道警察及び士別警察署において、返納に関する具体的な数値目標は設定されてい

ませんが、全国的に自主返納促進に向けた取り組みは増加している状況にあり、道内市における促進事業としては、8市が身分証明として利用可能な住民基本台帳カードの無償交付を行っていた経過がありますが、本市を含む19市については、具体的な促進事業は実施していない状況にあります。このことは、本州と比べて面積が広大な北海道において、自家用車を利用する割合が高いことや、代替えとなる公共交通機関の整備が十分でないことなどが要因です。また、免許証返納後の移手段の確保や外出支援、生きがい対策といった支援策の充実が必要となるなど、自主返納の推進には課題が多いものと考えています。

次に、道路交通法の改正による制度変更の周知についてです。

75歳以上の免許更新時の認知機能検査において、認知症のおそれがある第1分類と判定された場合は、医師の診断書の提出が義務づけられたほか、信号無視や逆走などの特定された18項目の違反行為を対象とした臨時認知機能検査の受検が必要となります。また、認知機能の低下と判定された場合は、個別指導を含む臨時高齢者講習を受講することになり、理由なく受診、受検、受講をしなかった場合は免許停止や免許の取り消しとなる内容が盛り込まれています。

これらの改正は、安全面でのリスクの高い運転者で、特に全国的に増加する高齢ドライバーによる事故対策として実施され、平成26年に死亡事故を起こした75歳以上の運転者のうち、約4割が直近の認知機能検査で記憶力や判断力が低い、少し低いと判定されていた実態を踏まえ、医師の診断を求める機会を増やすなど、高齢者の事故防止を図るものです。

改正内容については、安全安心ネットワークを通じた情報配信や、市ホームページ、広報紙による周知を図るとともに、今後も交通安全教育隊による高齢者を対象とした交通安全教室において危険予知トレーニングや交通ルールの基礎学習を実施するほか、士別警察署や士別市交通安全運動推進委員会を初め、各関係団体と連携し、世代に応じた体系的な交通安全啓発に努めてまいります。

次に、日ごろの認知症チェックについては、昨年3月から医師や保健師、介護福祉士、認知症地域支援推進員からなる認知症初期集中支援チームを組織し、地域で生活できる取り組みを進めているほか、いきいき健康センターでは自身で気軽に脳の働きを確認できるチェックシステムを導入し、職員による助言、相談のほか、認知機能の測定会や予防講話などを実施しているところです。

次に、高齢者が車のない生活ができる地域の創造についてです。

本市では、高齢者の方の足の確保対策として敬老バス乗車証交付事業を実施しており、通院や買い物はもとより、外出支援策として多くの利用をいただいています。また、他の地方都市と同様に少子高齢化が進んでいる中で、生活の足としての公共交通の役割は更に大きくなると予想されることから、これまでの取り組みについての検証も行いながら、新たな公共交通のあり方について調査研究を進めていく必要があります。今後も高齢者などが住みなれた地域で暮らすことができる社会づくりに向けて、地域公共交通活性化協議会や福祉有償運送運営協議会での協議のもとに、総合的な検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君） 再質問いたします。

高齢者の方で、やはり自主返納を考えるんだけれども、いろいろな支援策はないんだろうかという意見が出ているのも現状であります。今ほどの答弁の中では、まだそこまではということなんですけれども、地域公共交通活性化協議会の中で協議していくというお話がありましたけれども、その中でぜひ考えていただきたいのは、この交通のあり方と、それからよそではどうしているんだということを調べていただきたい。例えば、オンデマンドを使うとかという方法もあると思うんで、そういうことを議題にのせていただきたいんですけども、いかがでしょうか、その辺について。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 喜多議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの自主返納を促進する対応策ということで、地域公共交通活性化協議会で、1つには先進事例等々の調査研究ということがありました。お話のように、地域公共交通活性化協議会については、持続可能で利便性が高く、またさまざまな人たちにも使いやすいものにしていくというような視点もあります。そういった中では、当然高齢者の皆さん、あるいは子供さんたち、いわゆるマイカーやそういったものを利用できない、あるいは今回のお話のように利用できなくなる方の対応もあります。これまで事務局である総合企画室においても、さまざまな事例については情報を収集しています。一方、活性化協議会と同様に、これは福祉の視点ですが、有償運行の協議会がございます。その中でも、どういったケースにはどういった対応をするのかということで、それとあわせて地域によってやっぱり違う背景もあります。昨今で言いますと、道央地域のある自治体でしたけれども、地域のコミュニティーの中でやっていくというようなことが新聞にも出ておりました。それらについても、これまでも本市でも協議会でも含めて、先ほど言った企画でも検討していますが、なかなか地域の中で合うものが今はないということです。ただ、引き続き、今お話あったようなことも含めて考えていきたいと思うんですが、その中でやはり、例えば1つ危険になるのは、白タクというふうなことにならないようにしなければならないですとか、あるいは地域のコミュニティーでやる場合に、事故のリスクを考えるとなかなか担い手がいない、こういった事情がありますので、課題はありますけれども、今後引き続きそういったことについては総体的な意味合いで考えていく必要があると思っていますので、お話のあった部分は今後踏まえていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、牧野市長が新士別市3代目の市長として早くも3年と半年が経過をしました。この秋には市長の改選期を迎えることとなりますが、去る2月21日に開催された牧野勇司連合後援

会総会にて3期目の出馬要請がされ、その後の市民との集いでは、残りの任期をしっかりと取り組み、後援会の要請を胸に、3月の定例市議会において進むべき道を明らかにすると述べており、必ずや継続をされてまちづくりのかじ取り役を担っていただけるものと大いに期待をするのですが、改めて牧野市長が2期目に取り組んでこられたことについて、その評価と次のまちづくりに関してお伺いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

市長は、2期目の市政運営に係る所信を25年の第3回定例会で述べていますが、ここでは、1期目は木を植えるための地盤づくりと木を育てる4年間だったと。2期目は、その木を更に育て、実をつけるための4年間としたいとされています。そして、ガラス張り、市民が主役、市民党としての市政の推進を政治姿勢として、市民との対話を基本に、調和、そして市民の輪を重んじながらまちを元気にするために邁進すると言われていています。更に、市政運営に当たった基本的な考え方として、新たな発想のもと、高齢になっても元気で暮らせる、子供たちが健やかに成長できる、農林業や商工業などの経済が元気を取り戻す社会の実現を目指し、引き続き「まちを元気に！」をキャッチフレーズに市政を進めるとされています。そこで、この基本的な考え方について何点かお伺いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、土別の健康長寿日本一の取り組みですが、行政組織の見直しの中で健康長寿推進室を設置するとともに、サフォークジムやサフォーク元気クラブの拡充を図り、総合福祉センターの老朽化や機能を見直す中でいきいき健康センターを建設し、子供から高齢者の多世代が交流できる施設として予想を超える入館者を数えている実態であり、今後はこの施設を拠点とした更なる市民の健康増進施設として期待されるところでもあります。

しかし、依然として厳しい経営が続いているのが市立病院であります。平成20年度から7年間の土別市立病院経営改革プランを策定し、良質な医療の提供を初め、病院経営改善に取り組んできたところですが、医師や看護師不足からその内容の見直しが迫られ、計画どおりに推進できなかったのが実態でありました。更に、27年度からは29年度末に経営の収支均衡を目標とした市独自の土別市立病院新経営改革プランを策定したところですが、昨年12月に北海道が示した地域医療構想及び総務省の新公立病院改革ガイドラインに沿った内容で新経営改革プランの一部を改定しようとしています。上川北部の医療圏域の実態や、道が示した地域医療構想における稼働病床数などを踏まえた改定となるようですが、何よりも今回の改定の中に経営形態の見直しが明記をされています。より自立的な経営が可能となる地方公営企業法の全部適用への移行を進めるとしています。

議会でもこれから種々議論がされるでしょうが、この全部適用に関してだけ言えば、開設者は土別市で変わりありませんが、運営責任者は土別市長から市長が任命する者になり、その任期は4年間となるものですが、そこでこの全部適用に移行する方針の中で、長期間にわたって事業管理者が確保できるのか、経営責任が明確となるが、その責任の範囲がどの程度まで及ぶのか、更には人事権や人材確保が4年間の期限の中でどの程度発揮できるものなのか、不安視される点も多いと言われていますが、開設者として全部適用の推進を図る上で、その管理者は

内部からとするのか、または外部から招聘するのかを含めて、今後の市立病院のあり方について一度考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、子育て日本一の取り組みについてお伺いをします。

安心して子供を産み育てる環境づくりに向けても積極的に取り組まれました。小学生以下の医療費無償化と中学生の入院時医療費助成の継続を初め、障害のある児童・生徒への日中一時支援事業の受け入れ拡大、子ども夢トークや子ども議会の開催など、子供の意見を市政に反映させるなど低年齢層からしっかりと市政に参画させる機会を創設したことは、市民一丸となってまちづくりに携われる土台づくりには大きく前進したと評価できるものです。更に、31年度に開設予定の北地区に建設される子どもセンターですが、既に基本設計も終えていよいよ実施設計と進む予定ですが、地域住民への理解を得るための説明や保護者の対応を十分にお願したいものであります。

そこで、子供を育てるということでは、北海道が独自の少子対策として第2子以降の保育料を2017年度から無料にする方向で調整に入ったと報道されていましたが、道内では既に70市町村が第1子からの無料化などさまざまな負担軽減策を実施している状況にあります。本市が実施している軽減策より更なる軽減が必要なのかどうか、あわせて道が検討している内容が明確になっていれば、その対応を行政としてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、足腰の強い地場産業を確立する取り組みについてであります。

基幹産業である農業については、国営農地再編整備事業が、計画よりも若干おくれたものの、新年度で面整備が終了される見込みになっていきますし、ICT農業の推進やトヨタ自動車との連携により、管理システムの導入によるコスト削減など次世代に向けた取り組みに大いに期待をするものであり、他地域からも非常に関心の持たれていることでもあることから、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。このことは、個性あるまち日本一としての取り組みにもつながっていることであり、サフォークランド士別と合宿の里と試験研究のまちと合わせた取り組みの推進を重ねて期待するものであります。

また、新たな時代に向けての取り組みの中では、行財政改革にも取り組む中で、自治体運営改革会議を発足し、公共施設のあり方や職員数の適正配置では、桜丘荘やコスモス苑などの福祉施設の指定管理制度の導入など一定の成果も上げられています。更には、低炭素社会、資源循環型社会の構築に向けて環境センター建設も順調に進捗し、4月よりいよいよ稼働となります。更に、鳥獣処理においては、新たな一時保管施設も完成したことにより、市内のごみの処分については安心した取り組みとなるのが大きく評価できるものであります。

このように、ほんの一部ではありますが、私なりに点検をさせていただきました。2期目の市長に就任されてあと半年だけを残す期間となりましたが、元気なまちをつくることに関してどの程度達成されたとお考えでしょうか。今までの取り組みが市長御本人にとってどのように検証され、評価されているのでしょうか。そして、一部残されている課題と今後のまちづくりに対する考えを含めて、率直な御意見を求めたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から地方公営企業法の全部適用を含めた今後の市立病院のあり方及び2期目を振り返っての評価について答弁申し上げ、保育料の負担軽減策については保健福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、地方公営企業法の全部適用を含めた今後の市立病院のあり方についてです。

経営改革プラン改定の経緯や概要などについては、さきの斉藤 昇議員にお答えしたとおりでありますので、まず病院事業管理者の確保について申し上げます。

地方公営企業法では、経営に関して識見を有する者の中から地方公共団体の長が任命することとされており、任期は4年間で再任可能となっています。しかしながら、他の公営企業とは異なり、病院事業は医療法上の適用を受けるなどの特殊性から医療に関する識見も必要とされており、全部適用に移行したほとんどの自治体では、医師である病院長を管理者として任命しています。

本市病院の厳しい経営状況を考慮した場合、医療者としてのリーダーシップを発揮することはもとより、強い経営意識を持った方でなければならないと考えています。事業管理者の任命に当たっては、今後、候補者本人や議会とも相談してまいります。現長島委員長は経営改革に強い気持ちを持ち、循環器の専門医でありながら地域の高齢者への医療を最優先に考え、みずから在宅患者の往診に出向くなど地方の医療に一方ならぬ熱意を有するとともに、他の自治体病院との連携も重視されており、現状での最適任者であると考えています。

また、事業管理者としての経営責任の範囲については、業務の執行に関して法律上広範な権限が与えられるものの、地方自治法上の独立の執行機関には該当しないことから、最終的な経営責任ということでは病院開設者の首長にあると考えています。

次に、人事権や人材確保に4年間でどの程度力を発揮できるのかとの御質問がございました。

医師の確保に当たっては、これまで大学医局や知己を通じた取り組みのほか、医師修学資金貸し付け、民間紹介業者の活用などさまざまな対策に努めてきたところであり、その成果も少しずつあらわれてきているところです。しかしながら、医師の地域偏在の解消が一向に進まない中で、今後においても事業管理者を置くことによって解決できる問題ではなく、これまで同様行政として取り組んでいかなければなりません。また、この圏域のセンター病院である名寄市立総合病院を核とした医療体制の構築が重要であることから、センター病院としての安定的な医師確保と地域医療機関への医師派遣など、北口道議の協力もいただきながら北海道への要請を初めとした活動も展開しているところです。

斉藤議員の御質問でも申し上げましたが、私の地域医療政策にまさる政策なしという思いは変わることはありません。今後、市民の皆さんが住みなれた地域で生き生きと人生を全うすることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを実現するためには、民間病院のない本市では市立病院がその中心を担うことは必須の

ことであります。今回の改訂版改革プランに掲げた目標を着実に実行し、この地域に必要な医療を守るため、引き続き全力を尽くしてまいります。

次に、2期目を振り返っての私なりの評価についてでございます。

マニフェストに基づいて具体的に申し上げます。

私は、2期目のまちづくりにおいても、まちづくりマニフェスト2013として、「やさしいまち」、「たくましいまち」、「あたらしいまち」の創造に36項目の施策を掲げ、その推進に努めてきました。

やさしいまちを築くことに向けては、健康長寿推進室の設置のもと、介護予防事業や支え合い事業を初め、地区担当保健師制度の導入や健康づくり事業の充実を図ったほか、健康長寿日本一を目指す拠点施設としていきいき健康センターを開設し、認知症予防事業や市民の主体によるふまねっとなどのサロン事業を通して、多くの市民の皆さんに健康づくり活動を進めていただいております。また、高齢者の生涯にわたる学習機会のある場である九十九大学に大学院を設け、生涯学習活動の推進と生きがいをづくりに努めてきました。

更に、あいの実保育園での一時保育の定員拡大、中学生、高校生も利用できるあけぼの子どもセンター愛遊夢の開設に引き続き、現在、障害のある子供たちの子育て支援の場となるとともに、放課後の児童・生徒に安全・安心な居場所を提供し、子供の健やかな育成を助長する拠点として、北地区子どもセンターの建設を進めているところです。このほか、子ども権利条例の推進、子ども議会や子ども夢トークの継続、ふるさと給食や農業学習活動の拡充によって、子供たちのまちづくり意識の高揚と愛郷心の醸成に努めてきました。

「たくましいまち」の構築に向けては、多くの市民の意見を取り入れながら、つくも水郷公園の再開発を進めているほか、羊によるまちづくりと観光の拠点である羊と雲の丘一带についても、幅広い市民の参加やトヨタ工業学園との連携・協力なども得る中で再整備を進めています。また、27年の末年には、青年層を中心とする実行委員会の皆さんと連携し、サフォークランド士別を広く内外にアピールする取り組みを実施し、羊のまち士別の名を更に高めることに努めてきました。

基幹産業の農業にかかわっては、道内自治体との連携のもと、北海道てん菜振興自治体連絡協議会を設立し、国や道に対して要請活動を展開するなど、てん菜の作付面積の確保・拡大と、製糖業者の安定操業に資するための取り組みを進めてきました。このほか、国営農地再編整備事業の促進やICT農業の導入、農作業等委任組織の設立、6次産業化に対する支援、担い手の確保・育成など、持続的、発展的な農業・農村づくりをすすめてきました。

更に、住宅の新築、改築に対する助成や店舗改修にかかわる助成の継続により、商店街の活性化や中小企業の経営安定、労働者の確保や雇用の拡大に向けた各種支援事業など、ラブ士別・バイ士別運動の精神を施策に反映し、実践してきたところです。

また、合宿の里としての前進を図るため、ステップアッププランを策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ホストタウン構想の第1次登録を受けた一方で、

受け入れ態勢の拡充にも努めてきました。

これらのほか、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトとして、翔雲高校との協働のもとでの天サイダーの開発や、天塩岳の登山環境整備、トヨタ工業学園の合宿研修受け入れを初めとする誘致企業との連携についても大きく前進できたものと考えています。

「あたらしいまち」の創造に向けては、本市の最大プロジェクトである環境センターの建設が、3カ年に及ぶ工事のもとに竣工を迎え、この4月から稼働するところであり、合同墓についても本年5月から供用を開始する予定です。

更に、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治と情報共有の実践に常に努めてきたほか、コミュニティー再構築、女性の活躍推進、地域担当職員制度などについても、将来展望に立って持続的な取り組みを進めています。

また、行政の究極の目的は人づくりであるとの考えから、青年や女性を塾生とする士別まちづくり塾を開設したところであり、先般、3期生が卒塾いたしました。

これらマニフェストに基づく取り組みのほか、上士別小・中学校の改築など総合計画に基づく事業の着実な実施に努めることはもとより、地方創生にかかわる戦略の策定など時代の変化を背景とした国の政策にも速やかに対応するとともに、JR北海道問題などの新たな課題への対応にも取り組んできました。このように、マニフェストと総合計画との整合を図るとともに、スピード感を持って対応すべきことには、柔軟さと機動性のもとに、財政状況と連動した実施計画の見直しや事業の再評価を行い、市議会や市民の皆様方の御理解のもと、元気なまちへの歩みを着実に進めるため、全身全霊を傾注して取り組んできた次第であります。しかしながら、市立病院の経営改善など課題もある中で、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治と情報共有を原則に、市民が主役の市政の実現が引き続き必要であると考えます。

私は、ジョン・F・ケネディ元米国大統領が残した名言である「国があなたのために何をしてくれたのかを問うのではなく、あなたが国のために何をなすことができるのかを問いかけてほしい。ともに考えようではないか」という言葉に自治の本質を感じています。そのためにも、市長や行政が方向性を間違えることなく政策や施策を進めなければならないと考えます。多くの皆さんの参画のもと、市民、地域全体にとって真に望ましい施策や事業の推進に努めるとともに、今後とも多くの人々の先見力、発想力、企画力、発信力、実行力を結集し、市民総意でまちづくりを進めていくことが士別市の未来につながっていくものと確信しています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、保育料の負担軽減策についてお答えいたします。

道内の市町村においては、子育て世帯への支援策として、保育料の無料化や国の基準より低く設定するなど市町村独自のさまざまな取り組みが行われている状況でありますけれども、本市においては、現在、平成27年度の新制度により、保育料算定の際における年少扶養控除のみなし適用の廃止に伴い保育料の負担が増加した多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、国

の経過措置の対象とならない27年度以降に新たに入所された世帯に対しても年少扶養控除のみなし適用の対象とするほか、国の所得階層区分を細分化することで保育料の負担軽減を図っているところだ。

新聞報道にありました北海道が独自で実施を予定している保育料の負担軽減策については、現段階では詳細に示されていない状況であり、今後、制度内容が明確化された際には、本市における保育環境を十分考慮した上で、現在実施している負担軽減策を含め、北海道の補助を有効活用した支援のあり方について検討してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 市長の2期目の関係では、マニフェストに沿ってお答えをいただきました。1期目は木を植えるための地盤づくりと。2期目は実をつけるための4年間としたいということで、さまざまな点で御尽力をいただきまして、この地域においても間違いなく本市が地域のリーダーになっているというふうに私も思っていますので、市民との集いの中で市長もおっしゃっていました今定例会でと、恐らく最終日になると思うんですけども、木を植えて、まだ実をつけていない木もあると思いますし、その実をしっかり大きな実として最後に収穫するまでのかじ取り役をお願いしたいというふうに私も強く思っていますので、ぜひ期待に応えていただきたいというふうに思います。

再質問、1点だけさせていただきます。

市立病院の全部適用に関してであります。

新しく新経営改革プラン、改定をするということですが、どこの病院も大きな病院は法的に沿って改革プランをつくっていると。うちは独自のつくってきたところもあるんですけども、報道されている中で、旭川市立病院も2016年度、8億2,000万円の資金不足に陥ると。函館の市立病院にあっては、12億円近い赤字が見込まれるということで、全て公営企業法全部適用になっている病院であります。うちも全部適用にして、あわせてこの経営改革プランと。プランですから、黒字にするという部分もあるんですけども、非常に厳しい実態であるということには変わりはないと思います。

全部適用になったときには、病院一丸となってということですが、話を聞くと、ところによると、まだ病院の職員全員がよく中身を把握をされていないのではないかといった現実、そして何よりも、市民の方々もそうですけれども、行政の職員全体にもやっぱりこの全部適用としてうちの病院はこうやっていくんだという、そういう一致団結するような意識を醸成させるといった取り組みも必要だというふうに思います。それを今後どう持っていけるのかということと、今、考えの中では全部適用を30年度からということと計画をされているようですが、先ほど市長の答弁の中にもありました、まだ課題はたくさんあるというふうに思っていますが、この30年度を目指して、目標は結構ですけども、あくまでも30年に固執して進められるのか、それとも場合によっては31年度に先延ばしする考えなのかも含めて、その点

をお聞きをしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） 再質問にお答えいたします。

例として全適に入った旭川とか函館のお話もありましたけれども、全適にして悪くなったということでもありませんし、多少大都市の場合の病院というのが、いずれ函館も平成20年当時に大きな赤字が出て、それを解消するのに、当時の要因はほとんど看護師不足ということがありまして、そのときに看護師を集めて確保できたものですから、当初5年間で再建すると言っていたのを、本当に前倒しで2年か3年で解決ができた。今度、逆に看護師確保ができて人が多くなりました。それでお医者さんが少なくなった。体制をとったけれども、今度は患者を受け入れられなくなったということで急激に悪くなったという、大都市、大病院は大病院なりの動きでそういう経過になったわけなんですけれども、今、うちの病院の場合は、改革プランを先につくって行って、その方針に基づいて、療養病棟という長期入院体制の充実ということをやっている中で、おかげさまで患者数については安定をしてくれている。そのかわり、逆に例えば昔であれば医師1人採用できれば1億円の増収とかという話もありましたけれども、うちのこの規模の病院の中でこれから医師1人、看護師20人集まって、そうしたらそれに見合った患者数が増えるかということ、そういった地域ではないなというような状況の中でのプランの策定になっています。そして、そんな中で、これまでも当然病院の中で経営意識を持ってやっていたということだったんですけれども、昨日斉藤議員の御質問にお答えしましたけれども、更にもっともっと経営意識を持っていくということの中で、全部適用というのをプランの中に盛り込んでいます。

そんな中で、今、議員のほうからお話ありましたように、これまで職員にわずか2回ですけれども、全部適用というのがメインですので、その部分の説明をさせていただいていますけれども、やはりこれまでそういった医療現場の方というのは患者さんの対応というのが中心ですので、全部適用というのは言葉では知っていても、どういうものか、場合によっては全部適用になったら市から一切繰り入れがなくなっちゃうんだろうかと、全部自分たちでやるんだろうと。本当に民間的手法という中での公的病院という位置づけだから、その辺は繰入金には変わらないんだよというお話もしてはいるんですけれども、やはりその辺は浸透していない。職員にとっては自分たちの働く環境というのが大きく変わってしまうんだろうかという、そういう不安も確かにあると思います。そういった部分で、やはり全部適用していく上では、これからも再度職員、あるいは市民の方からも全部適用になったら市の病院でなくなるんだろうというお話も聞いていますので、説明する手段を設けさせていただきたいなというふうに思っています。

それと、今後、30年4月ということなんですけれども、ほかの今までの先行事例のところを見ても、道立病院もそうですけれども、1年4カ月ほどでやはりやっていると。私のほうの病院の考えとしては、ここでやはり一丸となって向かっていくためには、よほどのことがない限り計画的に職員、市民に納得していただいて、30年4月というのを目標にしていきたい

と。そんな中で一番の課題となる例えば事業管理者、それが受け手がいないとか、そういうことがもしあればそれは別ですけれども、そういうことがなければ、やはり現段階では30年4月にぜひやっていくんだと、職員一丸となって30年4月を目標にして取り組まなければならないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 松ヶ平議員から再質問をいただきました。

ただいま三好副院長から答弁差し上げたとおりでありますが、まず基本的には、1年間で各種条例なんかの改正もあるわけでありましたが、しっかりと対応して、30年4月に全適でスタートするというので、その方針を立てながらこれから議会とも相談をしていきたい、こう思います。

それと、この平成21年から平成28年まで8年間、議員の皆様方に先般申し上げたとおり、最終日に2億2,000万円の追加繰り出しについてまた提案をさせていただくわけでありまして。追加繰り出しだけでこの平成21年から平成28年の2億2,000万円まで入れますと、おおよそ8年間で22億3,300万円です。これだけの繰り入れを特別繰り入れとして議会で御承認をいただいてこれまで実施をしてきました。これはとりもなおさず地域医療政策にまさる政策なしという思いの中で、議会も一緒になってそれに賛同していただいとり進めているわけでありまして。ただ、これ以上一般会計から財源をとる部分については、これも一部繰り出しを3カ年間やるわけでありまして、全適の中でしっかりやっていただくと。

私が非常に期待をしていますのは、全適することによって、医師、看護師、全ての職員含めて、意識をしっかりと変えていくんだという、これがやっぱり一番重要だと思うんですね。長島院長が昨年4月就任したときに、通常であれば意識を改革して頑張っていくと、こういう言い方になるわけでありまして、長島院長が言った発言というのは、意識を覚醒するというお話を、まずは白紙の状態からしっかりといかなきゃだめなんだという、こういう非常に情熱を持って地域医療に頑張っている先生でありますし、なおかつ三好副院長については、今、北海道の公立病院の中で事務から副院長に上がって頑張っているという方は彼1人なわけですね。私はこの院長、副院長体制、もちろん山賀副院長もいらっしゃいますし、こういった体制に大きな期待を寄せていますので、何とか病院が、そしてあわせて市民の意識も、もちろんこの行政全般ですよ、しっかりとやっぱり病院を持ち抱えてこうやっていくんだという意識にみんな立って頑張っていく、その1年間にしたいと思っておりますので、そういったことで30年にしっかりスタートできるように準備を整えながら頑張っていきたい、こう考えているところです。

○副議長（谷口隆徳君） まだ松ヶ平議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時54分休憩）

(午後 1時30分再開)

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次の質問は、職員の再任用制度についてであります。

この制度は、公的年金制度の改正により、平成25年度以降に定年退職者となる者から給与比例配分の支給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることから、定年退職後に年金の支給されない期間が生じることとなるので、雇用と年金の接続を図るための新たな任用制度としてスタートしました。本市も平成26年3月31日付の定年退職者からこの制度の運用を開始して現在に至っていますが、今回は特に一般事務職に限っての再任用制度についてお伺いをいたします。

運用が開始されて今年の4月で4年目となるわけですが、その再任用のあり方が市民の目から見ても不透明な点多過ぎるのではないのでしょうか。当初はフルタイムだと職員の定数にカウントされるとか、再任用と新規採用者数のバランスが課題と言われていたことから、再任用者は行政で課題となっている新たな業務を担うとされており、現時点では政策支援室においてふるさと納税や空き家対策などの一部業務を担っていただいておりますが、嘱託職員等が退職した部署への配置や、現状では権限を持ったいわゆる管理職としての職についている方もいます。これでは制度としては混乱を招いてはいないのでしょうか。私もなぜあの人がここにいるのと疑問に思うこともあります。

そこで、改めてお伺いをしますが、再任用制度として対象者、採用と任期、勤務形態、給料についてお教えいただきたいと思えます。口頭で把握するのが難しいと思われしますので、事前に許可を求めていますので、資料の配付をさせていただいております。

次に、再任用職員の職位についてであります。一般職員とするのか管理職とするのか、その決定はどのような形でされているのでしょうか。基準があればあわせてお示しを願いたいと思えます。私は、その方が長年培われた経験や知識をうまく活用できる制度としなければならないと考えています。その結果、一般職であろうが管理職であろうが、退職前の職場内であろうが、行政にとって一番に最適な運用をしていかなければならないと思っています。もちろん新規採用者とのバランスも重要ですが、現行の制度として公平性と透明性をしっかりと決められ、市民からも理解が得られる制度を願うものであります。

再任用の期間も、今年の退職者までは2年間ですが、来年からの該当者は3年間となります。その3年後からは4年間となり、最終的には1961年4月2日、昭和36年度生まれの定年退職の職員からは5年間となることから、長期的な視点に立った制度とその運用について今から議論しておくべきだと考えますが、現時点での行政の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、国の職員における天下りが問題となっています。文部科学省の職員が組織的に天下りを行っていたということで責任問題までに発展しており、政府としても調査を始めているよう

です。これと連動してよく言われますが、士別市の職員も多くの方が天下りをしている、しかも市の補助金が支払われている団体に、それなりの役職についていると指摘もされますが、この際でありますから、改めて行政の職員が定年退職してほかの団体への再就職に関する決まりなどがあればお答えをいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に、再任用の対象者、採用と任期、勤務形態、給料についてです。

職員の再任用制度は、お話しのとおり、年金の無支給期間の発生に対応し、雇用と年金の接続を目的としていることから、本市では平成25年度以降、全ての定年退職者を対象としております。採用に当たっては、本人からの任用希望の聞き取りのほか、勤務実績や分限・懲戒処分
の状況、健康状態などを総合的に判定した上でその適否を決定しております。

任期については、1年を超えない範囲を基本に、次年度も任用を更新する場合は直前の任期における勤務実績を踏まえるものとしております。制度上、65歳に達する日以降の最初の年度末まで更新が可能ですが、現在は制度の趣旨にのっとり、年金受給年齢に達する日以降の最初の年度末までとして運用をしております。

勤務形態は、フルタイム勤務と短時間勤務の大きく2つに分かれています。このうち、短時間勤務については、1週の勤務時間が20時間、30時間、31時間の3区分で設定しており、所属する職場や任務に応じて適切な配置となるよう、本人の希望も尊重した上で決定しています。

給料については、行政職給料表で定める再任用職員給料を支給する規定であり、等級別基準職務表の主査、主任職に適用となる3級を基本に、そのほか職位に応じて適用させております。また、短時間勤務の場合は、フルタイム職の給料額を勤務時間で割り返すことによって設定しております。

次に、再任用職員の職位と今後の制度運用についてです。

再任用職員の職位については、原則一般職として位置づけていますが、その中で職務は大きく2つに分かれております。1つは、現職時の経験や知識を生かし、施策等の推進を支援するとともに、後輩職員に指導や技術継承などを行い、あわせて各種事務事業等の支援を行う職務、もう一つは、地方創生や空き家対策、いきいき健康センター開設など、重要政策課題や行政課題の解決に向け、専断的に取り組む職務です。このような職務の中で、特に責任の重い立場で施設や職員の総合的な管理を行い、決裁権を含めた一定の権限を持つことが必要と判断した場合は、管理職として発令をしております。

今後、再任用職員については、年金受給年齢が段階的に引き上げられることに伴い、基本的な任用年数が最大で5年間となっていくことなどから、人数が増えていくものと見込んでおります。26年度から新たな制度として運用を開始した中で、この間においては他の自治体もその任用について試行錯誤してきた状況にあり、本市においても変更を重ねてまいりました。こう

した中で、今後の運用に当たっては、制度としての公平性や透明性を確保することはもちろんのこと、質の高い行政サービスを安定的に市民に提供するためにも、再任用職員の行政経験を一層生かしていくことが必要と考えております。また、職員の新規採用や年齢構成なども考慮の上、限られた人員の中で最大の組織力を発揮するためにも、再任用職員を含めた組織体制づくりに努めてまいります。

次に、定年退職者の再就職にかかわる規制等についてです。

先日来、文部科学省での一件が社会問題となっているところですが、国家公務員の再就職にかかわっては、国家公務員法によって再就職に関する3つの行為が禁止されております。その1つは、他の職員や退職者の再就職を依頼するあっせん行為であり、2つには、利害関係のある企業等への現職中の求職活動行為、3つには、再就職先の企業の契約や処分に関して、元の職場の職員に便宜を働きかける行為とされております。地方公務員については、再就職のあっせん行為と現職中の求職活動行為についての規制はありませんが、今年度の地方公務員法の改正によって、もとの職場の職員への働きかけ行為が禁止となり、現職員がその働きかけに応じた場合などを含めて制裁措置が定められたところであります。

本市においては、地域内の団体などから長年培ってきた行政での経験を評価いただき、人材の紹介を求められる場合もありますが、国などで行われているようなあっせん行為は行っておりません。また、現職中の再就職活動については、法的規制がなく、定年後の生活設計にかかわるとともに職業選択の自由を守る意味もあり、規制は設けていない状況です。

今後他自治体の動向を踏まえつつ、市民から誤解を招くことがないように留意するとともに、高齢化と人口減少社会の中で、人は地域の財産であるという考えのもと、その「人財力」が十分に生かされるよう対応に努めてまいります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再任用の関係で1つ再質問をさせていただきたいと思っております。

今、副市長の答弁の中で、この問題に関しては27年12月の議会で井上議員が質問されておまして、前段の部分はその当時と同じ回答でありました。要は、特殊な部分については、当時、参与という言い方をしていましたけれども、組織機構上必要な位置づけとしてやってもらうんだということ。ただ、今回の今の再任用でいくと、要は権限を持っているということ、現職でいうと課長職に相当する部分に再任用者がついているのではないかということ、これは現職の職員も、何だ何だって部分が現実にも恐らく、どうしてだろうということがありますので、ただ、今後はですよ、それだけ人数も多くなるということであれば、そういう現職の課長職にも当然そこには再任用者が入っていくんだという捉え方でいいのか、たまたまあの方だけがそうなのかという問題で、人で変わるのではなくて、再任用制度としてそういう現職の管理職のところまでついていくんだということが当たり前なのかどうか。通常なのかというその制度上の確認をひとつさせていただきたいと思っております。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

今、再任用職員が課長職についているということで、現職の間でもどうしてだという話があるということでもあります。これは、率直に言って、この再任用制度自体をしっかりと職員に説明をしていなかった、いわゆる説明不足だったなという部分があったかなというふうに思いますので、この辺についてはこれから再任用職員がまだまだ増えていくという状況でありますので、これはしっかりと再任用制度というのはどういうものだと、それと再任用職員を人材としてどう生かしていくのかといったことも含めて、しっかりと組織全体にわかるようにしていきたいというふうに思います。

それと、今後のことでありますけれども、再任用職員はそのときそのときでその再任用となる対象者の方の意向によって、再任用になるといったこととか、別の道を選ぶといったことがありますので、そのときに、退職者が何年度に何人いるからそのとき再任用は何人ということとは言えないわけでありましてけれども、ただ、そのとき再任用になった方の人材を生かすという意味では、そのときの経験と、それとそのときの職務の状況によって、今回課長職となっている方については、今施設の運営に当たっていただいて課長職としているわけでありましてけれども、その開設に当たっても準備中からしっかりとその中で中心的な役割として携わっていただいたということ、それとその方もそれまでの経験が今いる職場と同じような部署で経験してきたということなどもあって、課長職としてついていただいているわけでありましてけれども、今の制度的にどういう方が再任用となった場合に管理職となるといったようなことは現時点では言えないわけでありましてけれども、そのときそのときの人材をしっかりと生かすという意味において、適宜判断していくということになるろうかと思えます。ただ、そういったことも含めて、しっかりと職員の間で理解してもらえるような説明はしていきたいというふうに思います。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 単純に単年で5人の退職者がいて、その方が全員が再任用を希望されたら、端的に計算したら20人になるということでもありますので、今その政策支援室における業務はもろなんなんですけれども、そこに新たな業務で20人って当然不可能だと思いますので、それが33年以降ですから、今でいうと総務部長が退職するときにマックスになるということですから、ぜひ総務部長みずからのことを含めて、この制度をしっかりとしたものにつくっていただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 13番 遠山昭二議員。

○13番（遠山昭二君）（登壇） 最後になりましたので、第1回定例会に当たり、一括方式で一般質問をいたします。

我が国は国土面積の68%が森林で、世界第2の森林率を誇っています。森林は、さまざまな課題を抱えながら、国産材の価値の高まりや木造建築の新たな可能性を背景に、森林の再生と木材の活用拡大に大きな期待を寄せられております。

公共施設整備における木材の利用については、木材のやわらかで温かみのある感触、高い吸湿性などのすぐれた性質から、豊かな教育環境づくりを行う上で大きな効果が期待でき、地球温暖化防止への貢献、地域の文化の継承などの観点から大きな意義があります。このため、政府においては、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を施行し、施設の木造化、内装の木質化等、木材利用促進の施策を講じてきたところです。また、同法では、地方公共団体は国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を制定し、実施するよう努めるとともに、その整備する公共建物における木材の利用に努めなければならないとされています。更に、市町村は、それぞれの公共建物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができることとされております。

本市の市町村木材利用方針の制定でその内容はどのようなになっているか、まずお聞きいたします。また、この趣旨も踏まえ、木材の利用に積極的に取り組むべきと思いますが、本市の状況はどのようなのかをあわせてお尋ねいたします。

近年、本市では、上士別小・中学校、あけぼの子どもセンターなどにおいて、木材を活用した建築がされています。私は、本年度から実施される北地区子どもセンターの整備に木材をふんだんに使用していただきたいと思うのであります。木材の効用やよさを数値であらわすことは難しいと思います。例えば、高齢者施設で内装に木を多用した建物とそうでない建物で生活する高齢者を比較した場合、インフルエンザの罹患率、転倒した際のけがの程度、不眠のぐあいなど、いずれも木を多用した空間により結果が出ているということです。小学生を対象とした比較では壁を白色のクロス張りと同質の部屋で計算問題を行い、その脳波を調べたところ、リラックス度を示すアルファ波も、集中力を示すベータ波も、木質空間に優位な結果が出たとありました。人にとって心地よいというのは、木の非常にすぐれた点だと思います。ぜひ子供たちの健やかな育成を助長する拠点施設として整備される北地区子どもセンターでも、木材をふんだんに活用できたらよいと思いますが、お考えをお聞きしてこの質問を終わります。

次に、ひきこもりの高齢化についてお聞きいたします。

現在、ひきこもりが大きな社会問題の一つとなっています。国の施策として大きく取り上げられています。家庭においても高齢となった親たちを悩ませる大きな問題です。6カ月以上にわたって仕事や学校に行かず、自宅にいる15歳から39歳のひきこもりの人が全国で推計54万人に上ることが内閣府の調査で明らかになりました。35歳以上が倍増するなど、長期化、高齢化が進んでいるとのこと。現在、40歳以上は調査の対象外となっていますが、前回調査の最多だった35歳から39歳の世代が今もひきこもりを続けている可能性が指摘されております。ひきこもりの高齢化が進む中、親の年金に頼っていた子供が、親が亡くなった後、生活に困窮することも心配されています。生活保護などの公的支援が必要になる可能性もあります。社会全体で取り組まなければならない問題と思いますが、本市の実態はどのようなのか把握されているでしょうか。わかる範囲でお知らせください。

国は近年、ひきこもりの人の支援策を拡充しています。平成25年に生活全般にわたる包括的

な支援を提供する仕組みを整備するために生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度がスタートいたしました。この生活困窮者自立支援制度は、40歳以上でもひきこもりの問題を抱える場合などが対象となっています。生活保護が必要となる手前のセーフティーネットに位置づけられ、自治体でも支援を実施とあります。

士別市での自立支援相談窓口は保健福祉部福祉課となっていますが、どのような対応をするのかお知らせください。長期化しないように早期対応がポイントとなると思いますが、行政の支援についてお聞きして、次の質問に移ります。

最後に、運動部活動における安全管理について質問いたします。

中学校や高校における部活動は、学校教育の一環とし、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒の自立的、自発的な参加により、顧問の教員を初めとし、関係者の取り組み、指導のもとに運動やスポーツを行うものであり、各学校での多様な活動が行われ、本市においても多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、さまざまな成果をもたらしていることと思います。

中学校や高校の運動部の活動に関し、文部科学省とスポーツ庁では休養日を適切に設けるよう、全国の教育委員会などに通知いたしました。同庁が全国の中学校を対象に昨年実施した調査で、学校の決まりとして部活動の休養日を設けていない中学校が2割以上あったことを受けた措置で、教員の長時間勤務の改善もさることながら、生徒のけがの防止を図る狙いがあります。行き過ぎた部活動は、身体の故障だとか精神的な燃え尽きにつながります。疲れ切って勉強がおそろかになっては本末転倒で、文科省が生徒、教員ともにさまざまな無理や弊害を生むとして改善を求めたと思っております。休養日の制定は、旧文部省が1997年にも中学校は週2日以上、高校は週1日以上といった指導例を示したものの、十分浸透していない現状があるようです。

本市ではどのような状況にあるのかお知らせください。また、教育委員会で休養日についてどのような指導をしているのでしょうか。以前に教員以外の外部の人材を指導者として受け入れていましたが、現在はどうなっているのでしょうか。効果的な運営、指導に向けて、適切な指導体制の確保、整備のために、外部指導者の活用の考えはと思いますが、いかがですか。これは教職員の負担軽減にもつながると思います。

また、最近、運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症などが発生しております。けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するため、学校全体としての万全の体制づくりが必要です。生徒の発達の段階、能力等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認や関係施設、設備、用具等の定期的な安全確認、また事故が起こった場合の対処の仕方、医療関係者等への連絡体制など、危険防止と安全確保のために運動部活指導者のガイドラインを作成する必要はないのかお聞きして、私の一般質問を終わります。

(降壇)

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から公共施設における木材の利用について答弁申し上げ、ひきこもりの高齢化については保健福祉部長から、運動部活動における安全管理については教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、木材利用の取り組みについてです。

本市の木材利用方針の策定とその内容についてですが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律や、北海道地域材利用推進方針に基づき、北海道内の森林から産出し、道内で加工された地域材の公共建築物における利用の促進を図るため、平成23年11月に士別市地域材利用推進方針を策定いたしました。その内容については、公共建築物などにおける地域材の利用促進のための基本的方向や促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における地域材の利用の基準、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的事項等を定め、これに基づき建物の規模や利用目的、関連法令などとの整合性を図る中で、導入費用や維持管理費用などを総合的に判断し、地域材の利用に努めているところです。

このようなことを踏まえた本市の木材利用の取り組み状況についてです。

遠山議員のお話にもありましたとおり、木材は断熱性が高く、空気中の湿度を調節する作用があり、目に与える刺激が少ないなど、人に心地よい感覚を与える素材であるとともに、特に子供の居場所における木の役割には、心理面、情緒面、健康面などにおいて教育的効果も期待できるものと認識しています。こうしたことから、本市においては、方針の策定以前にも、糸魚小学校や多寄小学校の建設において集成材など多くの木材の利用を図っており、方針策定後においても引き続き公共施設の木造化・木質化の取り組みを進め、24年度に開設したあいの実保育園や25年度に開設したあけぼの子どもセンターの建設などにおいても多くの木材を利用しているところです。

そこで、31年度に開設予定である北地区子どもセンターについてですが、この施設は児童館や放課後児童クラブのほか、放課後等デイサービス、児童相談支援センターを併設した複合施設として整備する計画であり、現在、基本設計が完了し、実施設計に着手しています。建物の構造については木造平家建てとし、施設内の床や天井、壁の仕上げ部分などにおいても可能な限り木材を利用することを計画しており、障害のある子供たちも含め、全ての子供たちが木材のやわらかさやぬくもりの感じられる空間の中で、より快適に安心して放課後等を過ごすことができる施設となるよう意を配してまいります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、ひきこもりの高齢化についてお答えいたします。

初めに、本市における中高年のひきこもりの実態把握についてです。

厚生労働省によるひきこもりの定義については、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と

の交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態となっておりますが、ひきこもりとなっている期間の算定やプライバシーの観点からも具体的な人数の把握はできませんが、現在、生活困窮相談及び生活保護担当課において支援している方の中で、ひきこもりに対する支援を行っている件数は5件となっております。生活保護受給者以外のひきこもりの相談窓口については、生活困窮者自立相談支援員が担当しており、相談者の状況によっては生活保護担当や保健師などと連携し、社会復帰を目指した支援に当たっているところです。

次に、支援の内容についてですが、ひきこもりの方は一定期間社会から孤立した状態が続いていることから、家族以外と会話することが難しい場合が多く、まずは家族の協力を得ながら面談することが基本となりますが、御本人の状態によっては面談に至るまでに相当の期間を要する場合があります。また、面談を行った後も継続してかかわりを持って支援していく必要がありますが、そのためには御本人との信頼関係を構築することが何よりも重要になることから、本人の状態に応じたきめ細かな支援を心がけているところです。

ひきこもりに至るまでにはさまざまな要因があり、何らかの病気や障害が疑われる場合には、保健、医療、福祉の各関係機関との連携のもと、適切なサービスにつながるよう支援するほか、対応が困難を極める場合には、北海道の生活困窮相談の機関やひきこもり相談支援センターなどの相談機関と連携し、専門的な助言をいただきながら適切な支援に努めることとなります。

ひきこもりの方については、精神的な問題を抱えているなど非常にデリケートな部分も多く、また社会とのかかわりが希薄になることで表面化しにくいという面もあることから、ひきこもりの期間が長期化する可能性があり、その結果、遠山議員お話しのとおり、ひきこもりの高齢化が進み、親が亡くなった後、社会とのつながりを持たないまま生活困窮に至るということが危惧されます。このようなことから、ひきこもりの方やその家族が相談窓口につながるものが極めて重要と考えますことから、今後におきましても民生委員・児童委員や地区担当保健師などとの連携を密にするとともに、相談支援体制の周知を図りながら、ひきこもりの早期発見、早期支援に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 私から、運動部活動における安全管理についてお答えいたします。

部活動について、学習指導要領では、遠山議員お話しのとおり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意し、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体等との連携などの運営上の工夫を行うようにすることとされており、スポーツ技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に意義を有するものであることから、大会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがないよう求められるところであります。

部活動の休養日に関しては、平成9年に文部省による運動部活動の在り方に関する調査研究

報告書では、参考として週当たり中学校では2日以上、高校では1日以上の休養日設定が例示されましたが、学校現場には浸透していない状況がありました。その後、26年に北海道教育委員会から部活動指導の見直しに係る申し合わせにより、中学・高校とも週1日程度は休養日設けることが望ましいとされているところです。

本市の状況につきましては、昨年7月に行った調査では、中学校の全てが運動部活動における平均休養日を1週間に1日と回答しており、東高校においても週1日以上としておりますが、翔雲高校では休養日の設定はないと伺っております。そこで、教育委員会としては、休養日や活動時間に関し、スポーツ庁から発せられた運動部活動を含む体育活動中の事故防止についてや、部活動の実施についてとした北海道教育委員会からの通知などを各学校に周知し、その上で部活動の運営・指導が顧問の教員に任せっきりとならないような配慮が必要であると認識しております。また、各学校では部活動の種目が異なっておりますが、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で取り組みを進めるよう求め、指導内容の検討や情報共有を図ることが部活動の適切な運営に重要であると考えているところです。

次に、部活動に対する外部指導者の現在の状況については、全ての中学校で受け入れており、18人が登録しております。種目は、陸上競技、バスケットボール、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、スキーとなっております。また、東高校では活用がありませんが、翔雲高校では北海道教育委員会のスポーツエキスパート事業を利用し、弓道部で活用していると伺っております。

そこで、外部指導者の活用について、東高校及び翔雲高校では新たに導入する予定はないとのことですが、中学校では少人数でのグループ指導や専門性の高い技術指導が外部指導者導入の理由に上げられており、遠山議員御指摘の教職員の負担軽減を図ることからも、学校と十分な協議の上、検討を進めたいと考えております。

次に、部活動指導のガイドラインなどについて、本市において独自に策定する予定はありませんが、スポーツ庁では平成30年3月末を目途に、スポーツ医科学の観点や学校生活等への影響を考慮した練習時間や休養日の設定を含む新たなガイドラインを策定することとしておりますので、それまでの間は25年5月に文部科学省から出されている運動部活動での指導のガイドラインに示されていることについて改めて周知を図り、具体的な指導のあり方、内容や方法について必要な検討や改善を進め、安全管理の徹底した運動部活動の一層の充実に努めます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 遠山議員。

○13番（遠山昭二君） 最初に聞けばよかったですけれども、今いきいきセンターに木の玉ありますよね。今すごく木の玉って、全部そろえると6,000万円ぐらいかかるんですけれども、北センターにも、雨降っても、今、砂場っていうんですね、あの木の玉、それと滑り台ですか、そういうことができる可能性がありますかどうかですか。

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 北地区子どもセンターにつきましては、今、基本設計の後、実施設計ということで、建物の部分の整備にかかっていますので、その中の備品等々についてはこれから協議をさせていただきたいと思いますので、それを踏まえて協議していきたいと思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 遠山議員。

○13番（遠山昭二君） あと、教育委員会、陸上の件なんですけれども、今年もそうなんですけれども、今すごく長距離の選手は毎朝6時に集まって、遠藤先生ほか、毎日2周から3周走っているんですけれども、去年、全道で優勝して全国に行きまして、僕も陸上はかんだんですけれども、あれほど練習したら全国の駅伝でも中間ぐらいいくんじゃないかと思ったんですけれども、なかなか出場したぐらいですので。何か話を聞くと、本年度が正式にいけるんでないかということですので。

僕も前、遠藤先生が士別で中学校の駅伝があったとき、ちょうど遠藤先生が走って、僕らも審判やったんですけれども、今回も資料をもらいましたら、山の手と、それから陸上の函館、練習指導いただけるということなんですけれども、先生に悪いんですけれども、何かもう少し上の指導はあってもいいんじゃないかと思いたいです。前に、ジャマイカから来たボルト選手のコーチが千葉県の中学校に来ましたよね。そのとき、あれは短距離でしたけれども、1週間練習すると急にやっぱりそのコーチによって1秒から1.5秒ぐらい、速くなったということがありますので、決して遠藤先生が悪いというわけじゃないんですけれども、もう少し遠藤先生は生徒に喜びを与えるために、もう少しいいといたらおかしいけれども、指導していただければなどという気持ちがあります。

僕も陸上やっていたとき、爪先で走れと言われた。この間、そのボルトのジャーメインというコーチですか、今は爪先じゃないんだって、拇指球で走るんだってよく言われていましたので、ああそうか、なかなか変わったんだなと思いましたので、そんなことをもう少し指導ができる人がおればやっていただきたいと思います、その点どうですか。

○副議長（谷口隆徳君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 士別中学校の全国大会出場で更に今年度、その上を目指すためにさまざまな指導をということでございます。

私どもも、大学実業団含めて、さまざまな指導者が入ってきておりますので、それらの部分について指導願えるような機会がありましたらぜひお願いしたいというふうには言っておるわけでございますけれども、関係者と話をすると、やっぱり長距離の場合は、一般の短距離だとかその他の種目と違って、指導してフォームだとかいろいろな部分ですぐにはやっぱり効果があらわれないと。だから、ある程度見るといっても、長いこと見たり、その選手一人一人によって特性だとかそんなものもあるので、なかなか一般種目のようにはいかないよというふうには言われておりますが、御指摘ありましたとおり、さまざまな機会を通じて、コーチ陣、ある

いは指導者等の指導を受けられるような方策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明10日から16日までの7日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、明10日から16日までの7日間は休会と決定いたしました。

なお、17日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時17分散会）